

岡山市入院者訪問支援事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第35条の2の定めにより、精神病床を有する医療機関（以下「精神科病院」という。）の入院者のうち、当該精神科病院外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることが想定される者からの希望に基づき、当該精神科病院へ訪問し、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消することを目的とする。

(実施主体等)

第2条 本事業の実施主体は、岡山市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託して実施できるものとする。

(支援対象者)

第3条 本事業の対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 岡山市内の精神科病院に入院している市長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者。
- (2) 岡山市内の精神科病院に入院している市長同意によらない医療保護入院者、措置入院者及び任意入院者であって、本事業による支援を希望する者のうち、市が必要と認めた者。

(訪問支援員の登録)

第4条 支援対象者を訪問する支援者（以下「訪問支援員」という。）の登録は、次に掲げる要件を全て満たす者のうち、市が訪問支援に適任であると認めた者について行う。

- (1) 第6条第1項第1号に掲げる研修を修了した者。
- (2) 居住地や勤務先は問わないが、岡山市内の精神科病院に訪問可能な者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当しない者。

2 市は、訪問支援員の登録を行ったときは登録証を交付する。

(訪問支援員の登録の取消)

第5条 市は、訪問支援員が次の事項のいずれかに該当すると認めた場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 訪問支援員から登録取消の申し出があった場合
- (2) 連絡先が不明又は長期間にわたり連絡がとれない場合
- (3) 社会的信用を損なうおそれがある等、訪問支援員として不適切な行為があつた場合
- (4) その他、市が登録取消が適当と認めた場合

2 前項の規定により登録を取り消された者は、速やかに登録証を市に返納しなければならない。

(事業内容)

第6条 本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 訪問支援員養成研修

市又は受託者は、訪問支援員の業務を適正に行うために必要な知識・技能等を習得するための研修を実施する。研修の実施にあたっては、令和5年3月31日障精発0331第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知「入院者訪問支援事業の実施について」別記の入院者訪問支援員養成研修カリキュラムに準拠すること。

(2) 登録者向け研修

(1) の研修を修了し、訪問支援員として登録した者を対象に、支援員の資質の向上及び、入院患者の代弁者として必要とされる人権等についてさらに深く学ぶことを目的とし

た研修を実施する。

(3) 訪問支援員の派遣

第3条に掲げる者から訪問支援員の支援の希望があった場合には、本人の意向であることを確認した上で第4条により登録した訪問支援員の中から派遣調整を行う。なお、派遣及び支援の実施にあたっては以下の点に留意すること。

ア 訪問支援は、可能な限り早めに行うこと。

イ 訪問支援員を精神科病院に派遣する際には原則として2名体制とすること。

ウ 訪問支援員は、支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供等を行う。訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決すること、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整すること及びサービスを自ら提供することは、本事業の支援として行わないこと。

エ 訪問支援員は、支援対象者の人格を尊重すること。

(4) 事業の周知

市及び受託者は、精神科病院や入院者に対し、本事業についての周知を図ることとする。また、精神科病院に対し、退院後生活環境相談員等から入院者に対して当該事業を紹介することや、啓発資材の掲示等により入院者に常時当該事業の周知を図ることを依頼する。また、市は市長同意による医療保護入院者との面会時に当該事業を入院者に紹介することとする。

(5) 実務者会議の開催

市又は受託者は、個別支援のあり方や課題等について、本事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的として、訪問支援員や訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が協議するための会議を定期的に開催することとする。

(6) 推進会議の開催

市は、年に1回以上、本事業の実施内容の検討や見直し等を行い、病院管理者等関係者の合意形成を図るための会議を開催することとする。

(7) 事業の評価

本事業の支援の実施状況（成果や課題等を含む。）については、第4号の実務者会議において報告し、本事業の目的に即した支援が提供できているか協議の上、第5号の推進会議に報告し、推進会議において報告内容の検討と本事業全体の評価を行う。

（実績報告）

第7条 受託者は、活動した日が確認できる台帳等を整備するとともに、実施した内容を別に定める方法により、市長に報告するものとする。

（個人情報の保護等）

第8条 本事業に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。